

# 「臨床発達心理士資格更新研修会」

## 企画申請ガイドライン（承認団体・外部団体用）

2024年3月版

臨床発達心理士は臨床発達心理士資格認定細則第6条に基づき、臨床発達心理士は臨床発達心理士資格を5年ごとに更新することとなっています。更新にあたっては、常に新しい知識を学び研鑽を深めるために研修を受け、一定の資格更新ポイントを取得する必要があります。

資格更新ポイントを取得する資格更新研修会には、臨床発達心理士更新手続き細則第2条に基づき、一般社団法人臨床発達心理士認定運営機構（以下、機構）が企画する必修研修会と一般研修会、承認団体等が任意に企画する「臨床発達心理士のための資格更新研修会」があります。機構は、臨床発達心理士の資質向上および生涯研修構想に寄与する質の高い研修や研修機会の提供を目的として、資格更新研修会を実施しようとする団体等に対し、資格更新研修会の質を保証するための申請と承認に関するガイドラインを定めています。資格更新研修会を企画される場合には「有資格者を対象とした企画である」「有資格者の資質向上に寄与している」についてご留意頂くようお願いいたします。

資格更新研修会の企画にあたっては、本ガイドラインを熟読し、申請くださいますようお願い申し上げます。

### 1. 資格更新とポイント

資格更新には、5年間に、(1) 区分研修会の必修研修会2ポイント以上（これを必須Aとします）と、(1) 区分研修会の一般研修会、もしくは(2) 区分研修会で2ポイント以上（これを必須Bとします）を含む合計12ポイント以上が必要です（臨床発達心理士更新手続き細則第2条）。

### 2. 研修会の種類

資格更新ポイントを取得することのできる研修会には(1)区分研修会(機構が企画する研修会)、(2)区分研修会(承認団体が企画する研修会)、(3)区分研修会(承認団体、関連団体、臨床発達心理学隣接諸分野の団体が企画する研修会)の3つのタイプがあります。このうち、(2)区分研修会、(3)区分研修会では資格更新研修会開催のための申請が必要です。また、研修会の種類によって付与される資格更新ポイントは異なります。詳細は最新版の「更新のためのポイント表」をご確認ください。

#### (1) 区分研修会

機構および機構研修委員会等が企画する研修会（共催を含む）。

機構の研修委員会他、各委員会が企画する研修会で、必修研修と一般研修の2種があります。倫理研修会（最初の5年間に受講必須）、災害に際して臨床発達心理士として身につけておきたい支援を学ぶ災害研修会など、臨床発達心理士の将来構想に基づいて企画される研修会です。

#### (2) 区分研修会

所定の手続きを経て承認された承認団体が臨床発達心理士の資質向上を目的として企画する「臨床発達心理士のための資格更新研修会」\*で、資格更新委員会が「4. 資格更新研修会として認める要件」を全て満たしていると資格更新委員会が認めたもの。

\*「臨床発達心理士のための資格更新研修会」とは臨床発達心理士更新手続き細則に定められた、資格更新に含めなければならないポイントを付与する研修会

#### (3) 区分研修会

1) 臨床発達心理士の資質向上を目的とした「臨床発達心理士のための資格更新研修会」で、資格更新委員会が、「4. 資格更新研修会として認める要件」のうち一部を満たし、臨床発達心理士の資格向上が期待できると資格更新委員会が認めたもの。

2) 承認団体、関連団体、臨床発達心理学隣接諸科学分野の公益的な組織による企画で、「資格更新研修要件」の一部を満たし、臨床発達心理士の資質向上が期待できると資格更新委員会が認めたもの。

### 3. 承認団体と関連団体

#### (1) 承認団体

機構理事会の議を経て認められた団体で、2023年度現在の関連団体は次の通りです。

一般社団法人 日本臨床発達心理士会

#### (2) 関連団体

関連団体には関連学会とその他の団体があります。関連学会は機構理事会の議を経て認められた団体で、2023年度現在の関連団体は次の通りです。

日本発達心理学会、日本教育心理学会、日本コミュニケーション障害学会

上記以外にも、公益的な組織として臨床発達心理士の資質向上に合う研修会を企画・実施が可能な団体であれば、関連団体として研修会を申請することが可能です。

### 4. 資格更新研修会として認める要件

資格更新研修会として認める要件は「企画」「申請者」「参加者」「研修会の内容」「提出書類」の5項目があります。また、承認団体・関連団体等が大会を主催し期間中に複数の企画をする場合、期間中に取得できるポイント数に上限が設定されます。指定されたポイント数で申請をしてください。

#### (1) 企画

- 1) 資格更新研修会は、原則、臨床発達心理士によって企画、運営されている。企画・運営者に申請者（企画・運営責任者）が含まれている必要がある。
- 2) 資格更新研修会として事例検討会を企画する場合は、臨床発達心理士 SV 有資格者（以下、SV 有資格者と表記）から事例検討会の企画運営（倫理遵守を含む）に関わる助言や確認を受けて行う。  
\*SV 有資格者による事前の企画運営に関する助言や確認を受けていない事例検討会は、開催内容の如何にかかわらず資格更新研修会として認めることができません。  
\*研修会要旨には、企画運営にあたり臨床発達心理士 SV 有資格者から受けた助言等が分かるように記載してください。  
\*事例検討会当日のスーパーバイザー（ピア・スーパービジョンを行う場合は代表1名をスーパーバイザー責任者としてください）は SV 有資格者を基本としますが、SV 有資格者でない方がスーパーバイザーを行う場合には当面は様式2を提出して頂くことになります。
- 3) オンライン研修（オンデマンド研修を含む）を企画する場合は、倫理および出席管理等に関する適切な対策が講じられている。
- 4) 臨床発達心理士にとって不利益となる参加条件等がない。

なお、過去に実施した研修会の録画や配信した研修会を再配信する同一企画の場合、一度ポイント付与された方が同一企画に参加してもポイントは付与されません。開催案内に再配信であること（過去の配信期間）、一度ポイント付与された方にはポイントは付与されないことを明記してください。

#### (2) 申請者

研修会の企画運営責任者が申請してください。企画運営責任者は企画と運営に直接携わる臨床発達心理士が申請してください。

#### (3) 参加者

承認団体が申請する研修会であっても、申請時において参加者の構成が次の要件を満たさない場合は、「臨床発達心理士のための資格更新研修会」として認めない場合がありますのでご注意ください。

- 1) 承認団体等が企画する研修会の主な参加者は臨床発達心理士（発表者を除く）であること。
- 2) 承認団体等が企画する「臨床発達心理士のための資格更新研修会」を公開で行う場合や、「その他の研修会」の場合であっても臨床発達心理士の参加者がその他の参加者よりも下回らないこと。また、

申請受付期間を別にするなど対策が講じられていること。

なお、承認団体及び関連団体の企画で、臨床発達心理士の参加者がその他の参加者より下回る場合は、「資格更新研修要件」の一部を満たし、臨床発達心理士の資質向上が期待できる(3)区分研修会での申請となります。

#### (4) 研修会の内容

研修会内容が臨床発達心理士の資質向上に関わる場合に「臨床発達心理士のための資格更新研修会」として認められます。メインテーマは次の事項に関連している必要があります。

- 1) 別表に示された臨床発達の支援に関する内容で構成されている。
- 2) 臨床発達心理士の資質向上に寄与することが期待できる。

\*別表は随時更新されますので、最新版は機構ウエブサイト (<https://www.jocdp.jp/>) から確認してください。

#### (5) 提出書類

研修会の申請にあたっては、定められた必要書類を全て提出する必要があります。なお、研修会終了後に提出する報告書と参加者名簿の提出をもって必要書類が満たされます。報告書の内容によっては、申請時の付与ポイント数から変更される場合がありますのでご注意ください。

申請書および報告書の審査は月末までに提出されたものを翌月に行います。ポイントの付与は報告書を提出した月の翌月末以降となりますので、資格更新申請時期では特に留意をしてください。

##### 1) 申請時に提出するもの

- ・申請書 (資格更新研修会申請様式1)
- ・講師略歴 (資格更新研修会申請様式2)

##### 2) 終了後に提出するもの

- ・報告書 (資格更新研修会申請様式3)
- ・開催確認書類 (チラシ、プログラム、メールによる案内など開催を確認できる任意の書類)

\*承認された研修会情報と開催確認書類に不一致がある場合は、報告書で説明してください。報告内容によっては、ポイントを付与できませんのでご注意ください。

- ・資格更新ポイント取得希望者名簿 (登録番号、氏名、取得ポイント数が確認できる任意の書式)

#### (6) 注意事項

審査の結果は、「承認」「不承認」「保留」の3種類です。「保留」は書類の再提出や追加資料等による再審査が必要です。審査結果通知の記載事項を確認し申請しなおしてください。

このほかに「仮承認」の場合があります。「仮承認」は軽微な修正が必要なものです。「仮承認」では再審査は必要ありませんが、定められた時期までに対応(機構への再送付)されないと承認が取り消されますので、ご注意ください。

資格更新研修会としての「承認」以前に、「資格更新ポイント取得が可能」といった表記は控え、「申請予定」に留めてください。もし、この禁止事項に抵触したと判断されたときは、その研修は不承認としますのでご注意ください。

## 別表 臨床発達の支援に関する研修会のテーマ一覧（随時更新）

### 1. 発達心理学を中心とした心理学諸分野の科学的・理論的な知識

- ①心理学諸分野の理論に関する内容
- ②発達科学に関する内容
- ③発達の多様性、具体性、個別性の理解に関する内容
- ④典型的発達・非典型発達に関する内容
- ⑤その他

### 2. 人間が実際に発達する場に関する社会的・実践的な知識

- ①発達の生物学的理解に関する内容
- ②発達の心理学的理解に関する内容
- ③発達の社会的理解に関する内容
- ④発達の時間軸に沿った支援や理解に関する内容
- ⑤発達の多要因性に関する内容
- ⑥発達の具体性に関する内容
- ⑦発達の個別性の理解に関する内容
- ⑧発達支援の計画、効果、評価に関する内容
- ⑨その他

### 3. 人間の発達をアセスメントし支援する臨床的な知識・技能

- ①日常生活において困難さを抱える人々を支援する上で必要な知識・技能に関する内容
- ②発達における「今ここの理解」「生成の理解」「具体性の尊重」に関する内容
- ③包括的支援に関する内容
- ④アクションリサーチ的循環に関する内容
- ⑤環境、生態学的視点に関する内容
- ⑥発達支援のニーズ把握、アセスメントの方法に関する内容
- ⑦他の専門職種、他機関等との相互連携に関する内容
- ⑧アセスメントに基づいた支援に関する内容
- ⑨子どもの最善の利益、対象児者の権利保障に関する内容
- ⑩守秘義務とインフォームドコンセントに関する内容
- ⑪その他

### ※ 事例検討会

事例検討会の研修会については、開催形式についても留意すること（詳しくはガイドラインの「4. 資格更新研修会として認める要件」を参照）。

## 「更新のためのポイント表」改定第8版

資格更新には、5年間に、12ポイント以上を取得する必要があります（臨床発達心理士更新手続き細則第2条）。また、12ポイントの中には下記の4ポイント以上を含まなければなりません。

研修会種別	ポイント数		主催
必修研修会	必須A*	2ポイント以上	機構研修委員会 機構の各委員会等
臨床発達心理士のための資格更新研修会	必須B	2ポイント以上	機構研修委員会 機構の各委員会等 および承認団体

なお、(1) 区分研修会が必修研修に該当するかどうかは、各研修会の案内で確認すること。

\*初回の資格更新では「必須Aの倫理研修会：1ポイント」を必ず含めること

### 研修区分

#### (1) 区分研修会：必修研修

機構および機構研修委員会等が企画する必修研修会への参加

(講師・ワークショップ担当者・司会者・実践研究発表者・指定討論者・参加者に共通)

3時間の資格更新研修会	1.0ポイント
3時間未満 1.5時間まで	0.5ポイント

6時間以上の研修会で連続参加型の場合は、2ポイントを上限とする。

#### (1) 区分研修会：一般研修

機構および機構研修委員会等が企画する「臨床発達心理士のための資格更新研修会」への参加

(講師・ワークショップ担当者・司会者・実践研究発表者・指定討論者・参加者に共通)

3時間の資格更新研修会	1.0ポイント
3時間未満 1.5時間まで	0.5ポイント

6時間以上の研修会で連続参加型の場合は、2ポイントを上限とする。

#### (2) 区分研修会

資格更新委員会が認めた承認団体が企画する「臨床発達心理士のための資格更新研修会」への参加

(講師・ワークショップ担当者・司会者・実践研究発表者・指定討論者・参加者に共通)

3時間の資格更新研修会	1.0ポイント
3時間未満 1.5時間まで	0.5ポイント

6時間以上の研修会で連続参加型の場合は、2ポイントを上限とする。

#### (3) 区分研修会

資格更新委員会が認めた承認団体および外部団体による臨床発達の支援に関する研修会への参加

(講師・ワークショップ担当者・司会者・実践研究発表者・指定討論者・参加者に共通)

6時間の資格更新研修会	1.0ポイント
3時間の資格更新研修会	0.5ポイント
3時間未満 1.5時間まで	0.2ポイント

6時間以上の研修会で連続参加型の場合は、1ポイントを上限とする。

- (4) 臨床発達心理士を取得するための指定科目取得講習会、臨床発達専門講習会に講師として参加した場合

3時間の講習会を1人で担当した場合	2.0ポイント
3時間未満 1.5時間までを1人で担当した場合	1.0ポイント

なお、(4)での取得ポイントのうち、最大2ポイントまでを(1)機構および機構研修委員会等が企画する(協定団体等との共催含む)「臨床発達心理士のための資格更新研修会」への参加に振替えることができる。

- (5) 機構が認める承認団体、関連団体等の年次大会において、臨床発達心理学に関する研究発表を行った、またはシンポジウム等に話題提供者(講演者)として参加した場合

単独発表または連名発表の筆頭者	2.0ポイント
筆頭者以外の発表者	1.0ポイント
大会委員会企画シンポジウム・関連団体企画シンポジウム・会員企画自主シンポジウム・ラウンドテーブルでの話題提供者(講演者)	0.5ポイント

- (6) 臨床発達心理学に関する研究論文等の発表をした場合

①臨床発達心理学に関する学術誌への発表

単独または共著の筆頭者	5.0ポイント
共著の筆頭者以外の発表者	3.0ポイント

②大学・研究所等の紀要・報告書への発表

単独または共著の筆頭者	3.0ポイント
共著の筆頭者以外の発表者	1.0ポイント

- (7) 臨床発達心理学に関する著書の出版

単著	5.0ポイント
共著(分担執筆も含む)	2.0ポイント

- (8) 臨床発達心理士申請(予定を含む)者に対するスーパービジョンを行った場合(合計3ポイントを上限とする)

90時間以上	3.0ポイント
60時間以上 90時間未満	2.0ポイント
30時間以上 60時間未満	1.0ポイント

承認団体・関連団体等が主催する年次大会

承認団体・関連団体等が大会を主催し期間中に複数の企画をする場合に、期間中に取得可能なポイント数は下記を上限とする。

大会期間 1日以内	2.0ポイント
大会期間 2日以上	4.0ポイント

「更新のためのポイント表」改定第8版は2023年4月25日に改訂し、2023年4月1日より適用する。なお、資格更新申請ガイド2023に合わせ2023年9月23日に、「臨床発達心理士のための資格更新研修会」企画申請ガイドライン(承認団体・外部団体用)に合わせ2024年3月17日に、一部改訂した。